

印紙税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
別表第1 課税物件、課税標準及び税率の取扱い	別表第1 課税物件、課税標準及び税率の取扱い
第17号文書	第17号文書
1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 2 金銭又は有価証券の受取書で1に掲げる受取書以外のもの	1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 2 金銭又は有価証券の受取書で1に掲げる受取書以外のもの
(利益金又は剰余金の分配をすることができる法人)	(利益金又は剰余金の分配をすることができる法人)
21 「会社以外の法人で、法令の規定又は定款の定めにより利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができることとなっているもの」には、おおむね次に掲げる法人がこれに該当する。	21 「会社以外の法人で、法令の規定又は定款の定めにより利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができることとなっているもの」には、おおむね次に掲げる法人がこれに該当する。
(1)～(26) (省略)	(1)～(26) (同左)
<u>(27) 労働者協同組合(特定労働者協同組合を除く。)、労働者協同組合連合会(出資のあるものに限る。以下同じ。)</u>	(新設)
<u>(28) 輸出組合、輸入組合</u>	<u>(27) 輸出組合(出資のあるものに限る。以下同じ。)、輸入組合</u>
<u>(29) 商工組合、商工組合連合会</u>	<u>(28) 商工組合、商工組合連合会</u>
<u>(30) 生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会</u>	<u>(29) 生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会</u>
(注) ここに掲げる以外の法人については、当該法人に係る法令の規定又は定款の定めにより判断する必要がある。	(注) ここに掲げる以外の法人については、当該法人に係る法令の規定又は定款の定めにより判断する必要がある。
別表第2 重要な事項の一覧表 (省略)	別表第2 重要な事項の一覧表 (同左)